

カルタヘナ法上のセルフクローニング及びナチュラルオカレンスに該当する生物について

平成 30 年 9 月 21 日
文部科学省研究振興局
ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

- 1 カルタヘナ法施行規則第 2 条第 1 号及び第 2 号では、同種の生物の核酸のみを用いて加工する技術を用いて加工した場合をセルフクローニングとして、自然条件下で核酸を交換する種の核酸のみを用いて加工する技術を用いて加工した場合をナチュラルオカレンスとして、法の対象から除外する旨を規定しているところです。
- 2 これらに該当するか否かの判断に際しては、明確な科学的根拠が必要ですが、これまでに文部科学省では各機関から検討の要請があった生物について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会遺伝子組換え技術等専門委員会の意見を踏まえ、個別に検討し、下記に掲げるとおり判断しています。

記

○セルフクローニングに該当する生物

- ・百日咳菌線毛 3A 産生東浜株
- ・百日咳菌線毛 3B 産生東浜株

○ナチュラルオカレンスに該当する生物

- ・ A 型インフルエンザウイルス NIBRG-14 株
- ・ A 型インフルエンザウイルス NIBRG-23 株
- ・ A 型インフルエンザウイルス NIBRG-88 株
- ・ 高病原性鳥インフルエンザウイルスワクチン株 (ID#SJ163243)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザウイルスワクチン株 (ID#SJ163222)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザウイルスワクチン株 (Indo05/PR8-RG2)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザウイルスワクチン株 (Anhui05PR8-RG5)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザウイルスワクチン株 (IDCDC RG 11)

- 3 使用を検討している生物がセルフクローニングもしくはナチュラルオカレンスに該当すると思われる場合には、研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室まで事前にお問合せください。

※ カルタヘナ法：遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）